

中小企業の新しい細分化がはらむ危険性

ある事業者が中小企業であるかどうかの判断は、中小企業基本法で業種毎に定められた資本金の額・常時使用する従業員数との比較で行われている。これらの基準を下回る事業者は一律に中小企業として取り扱われている。中小企業を小規模事業者と小規模事業者以外に細分する際も従業員数が基準となる。他方、2006年の会社法改正で、資本金1円でも、取締役1名でも会社設立ができるようになったことで、個人が中小企業に該当する法人を設立するハードルは、ほぼないに等しくなっている。破綻や廃業で減少する中小企業数は補充されやすくなっている。

最近中小企業という事業者カテゴリーを資本金や従業員数とは別なやり方でさらにカテゴリー分け（細分化）されるようになってきていることが増えている。

課税売上高が10百万円以下で安定的に推移していれば、消費税の免税事業者として事業を行うことができてきたが、2023年10月からのインボイス制度導入に伴い、自社も課税事業者を選択しなければ、これまでの課税事業者販売先を失いかねない状況になり、混乱が生じている。インボイス制度により、すでに細分化されてきた課税売上高が10百万円以下の（おそらくは）中小企業であっても、免税事業者と課税事業者にさらに細分化されることになった。

ゼロゼロ融資は、コロナ禍で苦しむ中小企業一律の資金支援としての役割を果たしてきたが、2021年4月に始まった後継の伴走支援型特別保証制度は、経営行動計画の策定を前提とした上で、金融機関が原則として、5事業年度にわたり四半期毎にフォローアップを実施するものであり、中小企業でも上場企業同様の四半期決算に近い財務情報開示が、伴走支援型特別保証制度を利用する際には、求められることになった。つまり、非上場の中小企業であっても、四半期決算に対応する中小企業と対応できない中小企業が細分化されるようになったということだ。

経営行動計画のように（役員報酬が操作されれば適切な経営改善を評価できないという瑕疵のある）ローカルベンチマークを使う制度融資のほか、経営者保証を求めない融資、中小企業の事業再生等に関するガイドラインに沿った事業再生支援などを行う場合、法人と経営者の資産等の分別管理が求められる。経営者個人の金銭出資や個人資産の提供で成立することも多い中小企業では、資産等の分別管理は元来困難で、役員報酬は無配当の金銭出資見合いの配当という意味合いもある。長く中小企業は経営者と一体と金融機関側も見なしてきており、上場企業のように第三者株主の顔色を気にするようなガバナンスが機能するはずもない。

それでも中小企業行政や金融行政は、成長や事業再生に有効な各種金融支援を利用したいという中小企業には、上場企業並のガバナンスを求めるようになったということだ。中小企業でも、法人と経営者の資産等の分別管理を行っている中小企業と、そうではない（伝統

的な?) 中小企業に細分化されるようになる。

ただこれら中小企業内での細分化に共通するものは、それぞれの中小企業が事業規模比きつめの手間や重いコスト負担を受け入れるか、拒絶するかで、もう一方のグループに自由に移動できるという点である。従業員数基準のように「貴社はこのグループ」と確定されるわけではない。どちらのグループに自社は属したいかは、あくまでそれぞれの中小企業に委ねられているのである。

これらの細分化が、ポストコロナが意識され始めたころ、実装されたことを踏まえれば、おそらくはコロナ禍で中小企業に一律に支援を提供したことで、過剰支援となってしまったという政府側の反省のようなものが作用しているのだろう。

そして、中小企業の一律支援に見切りをつけるための細分化ルールが具体化された。2023年9月1日には、「挑戦する中小企業応援パッケージ」である。“挑戦する”か“挑戦しない”かは、上述のとおりそれぞれの中小企業に委ねられていて、“挑戦する”のであれば、惜しみなく応援するという趣旨の文書である。しかも、“挑戦する”中小企業には借入がすでにあつて、返済の自信がないような中小企業を前提としていて、ファイナンスに関わる応援に限定されている。コロナ禍で休業を余儀なくされ、ファイナンスどころでなかった当時の飲食店等を支えた持続化給付金のような借入の多寡に無関係な応援への言及はない。

応援方法がファイナンスに関わるものであるがゆえに、ここでの「挑戦」とはガバナンスや財務情報開示を、ファイナンスを利用するにふさわしいとされる大企業・中堅企業水準に近づくと定義となっていることも察しがつく。規模相応・株主構成相応のガバナンスや財務情報開示のまま、税金だけはきちんと支払うだけでは“挑戦しない”と見なされることになる。

そもそも中小企業基本法は、それぞれの中小企業に対する規律付けより、中小企業支援に関する政策と支援実施にあたる主体に対する規律付けという役割が強い。中小企業が“一にかわいそうな存在”から、“多様な事業分野で能力を発揮する人材を雇用し、一国経済の基盤を形成する存在”に変わった1999年の法改正以降も、規律付け対象は政策と支援実施にあたる主体であることは変わらない。中小企業は、規律付けされた政府や金融機関が中小企業のために行う支援を自由に選択できる立場にあるのだ。

中小企業側での“挑戦”について、規律付けがほぼ働かないため、中小企業では“挑戦しない”中小企業が自然とマジョリティとなる。インボイス制度で課税事業者になる際には、2割特例での3年間限りではあるが消費税負担軽減というアメが用意されているが、“挑戦する”中小企業となってもファイナンス以外のアメはない。「かわいそうな存在」と同情されることも拒み、分不相応なガバナンスや自然人であれば保護されてあたりまえの情報の開示を志向する中小企業・・・、多いと考える方がどうかしている。この機会に“挑戦する”中小企業に転じるとした場合も、借り換えに応じる金融機関がないほど厳しい経営状況に追い込まれているなど特段の事情があつて、やむなく挑戦する羽目になっていることも多い。

これまでも頑として“挑戦しない”中小企業に対して、規律付け対象である政府や金融機関

などの支援実施主体ばかりが手を焼いてきたことは事実である。この面倒がコマーシャルベースには及ばないとして、メガバンクは国内中小企業との対面取引からは撤退している。地域トップ地銀では、地域によっては数が限られる、“挑戦する”中小企業の囲い込みを徹底している。地域トップ地銀（狭域ではトップ地銀の影響力を凌駕する協同組織金融機関も含む）のサービスラインナップも、“挑戦する”中小企業対象のものばかりとなってきた、“挑戦しない”中小企業にとっては敷居が高くなる一方である。

本年 6 月に自民党中小企業・小規模事業者政策調査会が総理に提出した「新たな価値創造による地域経済の好循環の実現に向けて」という提言も、地域経済を活性化させるため、売上高 100 億円以上の規模へスケールアップを図る事業者を生み出すための支援という仰天の内容であった。“挑戦しない”中小企業にかまける暇もなければ予算もないわけだ。

マジョリティである“挑戦しない”中小企業は、地域二番手以下の地域金融機関をあてにするしかなくなり、その分地域二番手以下の地域金融機関は下位であるほど、“挑戦”に関する細分化定着後も手を焼きつづけることになる。さもなければ、中小企業向け貸出残高を維持できず、地域への安定的資金供給はかけ声倒れになるからだ。

“挑戦する”中小企業を対象とした伴走支援型特別保証制度リリース当時、試算表すら作成していない多くの中小企業を、伴走支援型特別保証制度の提案対象から外すしかないという声も、多くの二番手以下地域金融機関から実際聞こえていた。借り換えを謝絶しているようでは地域金融機関自身のサステナビリティもおぼつかないので、現行の年 1 回の決算書提出のままでも利用可能なプロパー融資で対応したことだろう。しかも、もともとのゼロゼロ融資の資金使途が赤字運転資金であり、おいそれと担保保証に依存しないプロパー融資対応としてしまえば、かなりハイリスクとなってしまうので、“挑戦する”中小企業であれば免れて当然の伝統的な債権保全措置も必要となったはずだ。

“挑戦する”中小企業向けの支援実績が、地域トップ地銀比振るわなくなる結果、中小企業全体に対する支援姿勢について、こうした二番手以下地域金融機関は問題があるかのようなトンデモ論調が台頭しないか大いに懸念している。中小企業基本法の規律付け対象である地域金融機関として足並みが揃わないとして、二番手以下地域金融機関に再編淘汰圧力が、お約束のように高まりはしないかと。

二番手以下地域金融機関は、こうした圧力にはだいたい慣れてはきたが、新しい細分化は「挑戦しない中小企業こそが悪い」といった、中小企業間での差別にまで飛び火する可能性もある。実際にインボイス制度開始で、“挑戦しない”事業者とも考えられる免税事業者に対しては、消費税負担を免れることで、課税事業者比多めの売上を得てきたという批判も発生した。“挑戦しない”大多数の中小企業にとって、たいした成長こそできずとも存続する（持続可能である）ための経営努力が社会から否定されかねず、ゾンビ企業呼ばわりされる以上のダメージがあるだろう。

売上高 100 億円以上の規模へスケールアップを図る事業者を生み出すとした自民党中小企業・小規模事業者政策調査会の提言も、中小企業間で M&A を活発化させて、売上を合算

することでのスケールアップを考えているようだ。「存続の否定→存続が期待される別の事業者による吸収」であって、二番手以下地域金融機関の再編統合と全く同じロジックである。差別への飛び火後の“挑戦しない”中小企業用のルールはすでに敷かれているようだ。

中小企業への規律付けをタテマエ上避けながらも、中小企業を政府にとって望ましい方法で細分化することで、巧妙に規律付けしようとするかのような最近の試み、穏やかな結末になるようには思えない。(了)

令和5年9月30日
株式会社也つ代